

資料2

用語の定義

平成27年1月19日
第2回審議会資料

用語	条例原案	事務局案及び考え方等
市民	市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。	市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
市民等 ※新たに定義	—	<p>市民及び市内において営利を目的としない活動を行なう個人及び法人その他の団体をいう。</p> <p>○市民等に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民(市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者) ・非営利の活動を行なう個人、法人、団体(市民活動団体、地域コミュニティ組織等)
協働のまちづくり	住み良い地域社会を創造するための、自助、共助、公助による、市民、地域コミュニティ組織、市民活動団体等及び市との協働の取組をいう。	<p>市民等及び市がそれぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完及び協力し合うこと(以下「協働」という。)によって、自助、共助及び公助の取組による住み良い地域社会を創造することをいう。</p> <p>○「協働のまちづくり」の定義の中で、「協働」についての用語の意味を加えて定義するもの。</p>

用語	条例原案	事務局案及び考え方等
地域コミュニティ	<p>地域住民が共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを図り、地域の事柄に取り組む地域社会をいう。 【地域コミュニティ基本指針】</p>	同左
地域活動 ※新たに定義	—	<p>地縁を基礎として組織された団体である地域コミュニティ組織が、地域の公共の課題の解決と地域の活性化を目的として主体的に取り組む活動をいう。</p> <p>○市民活動と同様に公益性のある活動である地域活動を新たに定義</p>
市民活動	<p>市民が自主的、自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動をいう。 【市民と行政との協働に関する基本方針】</p>	<p>市民等が自主的、自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動をいう。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除く。</p> <p>○従来の定義に宗教、政治及び選挙活動に関するものを市民活動には含まないとする内容を追加。</p>

用語	条例原案	事務局案及び考え方等
協働	<p>協働のまちづくりの主体である市民等と市とが、それぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、協力し合うことをいう。</p> <p>【市民と行政との協働に関する基本方針】</p>	削除（「協働のまちづくり」において定義。）
事業者	<p>市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。</p>	<p>削除（第16条（事業者の役割）において定義）</p> <p>○第2条から事業者の定義を削除して、第16条（事業者の役割）において定義する。また、NPO法人等の非営利の事業者との区別を図るため、事業者を営利を目的とする事業者のみに限定する。</p> <p>〔修正後〕</p> <p>第16条 市内において営利を目的とする事業を行なう個人又は法人である事業者は、地域社会の一員として地域コミュニティへの参加、協力及び支援に努めるものとする。</p>